

仕 様 書

1 工事名	昭和浄水場 1 1 号井戸更新工事
2 工事場所	大和郡山市額田部寺町地内
3 工事期間	契約締結日から令和 8 年 9 月 2 5 日まで
4 工事概要	場内整備工事 一式 さく井工事 一式 配管工事 一式 撤去工事 一式 仮設工事 一式 安全費 一式 電気計装設備工事 一式
5 入札担当課係	上下水道部工務課浄水係 (令和 7 年 4 月 1 日より奈良県広域水道企業団 大和郡山事務所 工務課浄水係)
6 契 約 日	落札の日の通知を受けた日を含み 5 日間 (市役所の業務の休みの日を除く)
7 契約保証	請負金額の 10%以上とし、契約締結までに手続きを完了すること。現金による場合は契約を締結する際に納付すること。ただし、設計金額が 5,000 万円未満で大和郡山市契約規則第 2 2 条第 1 号、第 2 号及び第 3 号に該当する場合は免除とする。
8 支払事項	前 払 金 請負金額が 300 万円以上の場合は令和 8 年 4 月以降において請求可能である。ただし、請負金額の 4 0 %を限度とする。令和 7 年度において、前払いはしない。 部分出来高払 行なわない。 完 了 払 金 完了検査合格後、請求のあった日から 40 日以内に支払う。
9 質問事項	質問書提出日時 入札公告の日から令和 7 年 4 月 1 8 日(金)17 時まで 提 出 書 類 別紙様式による 提 出 先 奈良県広域水道企業団 大和郡山事務所 工務課浄水係 (電子メール) jyosui@city.yamatokoriyama.lg.jp 質 問 回 答 日 令和 7 年 4 月 2 4 日 (金) 質問回答場所 当市ホームページに掲載 そ の 他 質問がない場合は、質問書の提出は必要ありません。 また、質問・回答がない場合はホームページへの掲載はありません。

昭和浄水場 11 号井戸更新工事

特 記 仕 様 書

令和 7 年 2 月

大和郡山市上下水道部工務課

目 次

特記仕様書

第1章 総 則

1. 設計図書の照査 2
2. 工事の着手 2
3. 施工計画書の提出 2
4. 施工体制について（建設業法・入札契約適正化法） 2
5. 建設副産物 2
6. 事故報告について 3
7. 各種保険及び退職金制度について 3

第2章 さく井工

1. 概要 4
2. 工事場所 4
3. 工事内容（さく井工） 4
4. 施工方法（さく井工） 4

第3章 機器仕様

1. 井戸ポンプ 5
2. 電動弁 6
3. 逆止弁 6
4. 逆止弁 7

第4章 材料

1. 資材等の県産品利用促進 8

第5章 施工

1. 施工時間及び施工時間の変更 8
2. 工法変更への対応 8

第6章 補足事項

1. 現場代理人等について 9
2. その他技術者等について 9
3. 下請人の市内建設業者の優先選定 9
4. コリンズ(CORINS) への登録 9

第7章 その他

1. 工事用電力施設に関する指示事項 10
2. 一般事項 10

特記仕様書

第1条 本工事の施工にあたっては、「上水道工事共通仕様書〔最新版〕大和郡山市上下水道部工務課」（以下「上水道工事共通仕様書」という）を参照するものとする。ただし、上水道工事共通仕様書に定めのない事項は、奈良県県土マネジメント部(技術管理課ホームページ参照)の「土木工事共通仕様書〔最新版〕」（以下土木工事共通仕様書）、「土木工事施工管理基準〔最新版〕」、「土木請負工事必携〔最新版〕」及び国土交通大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）〔最新版〕」、「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）〔最新版〕」を参照するものとする。

第2条 各共通仕様書に対する特記及び追加事項は、この特記仕様書を参照するものとする。

第3条 請負者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は請負者の責任において行わなければならない。

第1章 総 則

1. 設計図書の照査

本工事の施工にあたっては、事前に設計図書の照査を行うものとし、照査の事実を施工計画書、または工事打合せ簿等より報告すること。

2. 工事の着手

本工事については、契約後速やかに着手すること。

3. 施工計画書の提出

施工計画書については、設計図書の内容及び現場条件を反映させ、契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に監督職員に提出しなければならない。

4. 施工体制について（建設業法・入札契約適正化法）

公共工事を受注した建設業者が下請契約を締結するときは、その金額にかかわらず、施工体制台帳を作成し、その写しを発注者に提出しなければならない。

また、施工体系図を作成し、工事関係者の見やすい場所及び公衆の見やすい場所に掲げるとともにその写しを発注者に提出しなければならない。

尚、工事の進行によって下請業者の変更があった場合は、すみやかに施工体制図等を変更し、その写しを発注者に提出しなければならない。

5. 建設副産物

（1）本工事の施工により発生する建設副産物の受入場所（施設）については、監督職員との協議により適正に処分すること。

（2）本工事の積算上の条件明示は下記のとおりであるが、受入場所（施設）を指定するものではない。なお、設計変更については請負者の責によるものでないやむを得ない理由による場合を対象とし、監督職員と協議し変更するものとする。

請負者の責によるものでないやむを得ない理由とは、以下の①～⑤である。

- ① 受入施設の受入可能量の超過、施設の故障等、受入側の事情により受入が不可能となった場合。
- ② 受入場所（施設）までの運搬経路に支障が生じ運搬が不可能となった場合、もしくは迂回経路の運搬距離が著しく延びる場合。
- ③ 発生した建設副産物の形状等が、受入条件と一致することが困難になった場合。
- ④ 受入施設の不適正な行為を行政機関等が確認した場合。
- ⑤ 受入施設が廃棄物処理法に基づく許可の失効、もしくは行政処分を受けた場合。

なお、請負者の都合による受入場所（施設）の変更は、監督職員と協議の上、公的な受入施設、奈良県県土マネジメント部が産業廃棄物処理業者及び建設発生土受入業者として登録している県内の民間受入施設並びに各関係法令を遵守した奈良県内外の受入施設とし、設計

金額の変更は減額となる場合のみを対象とする。

- (3) 建設工事請負契約書「6 解体工事に要する費用等(3)再資源化等をする施設の名称及び所在地」については、契約締結時に発注者と請負者の間で確認されるものであるため、積算上の条件明示と別の方法であった場合でも、上記(2)①～⑤によらない場合は設計変更の対象としない。

- (4) 産業廃棄物の搬出にあたっては、産業廃棄物管理票(マニフェスト)等により、適正に処理されていることを確認するとともに監督職員又は検査職員に提示しなければならない。また、産業廃棄物受入施設が発行する受入時の計量伝票の写しを監督職員に提出するとともに、監督職員又は検査職員より請求があった場合には直ちに原本を提示すること。

なお、特別管理産業廃棄物(アスベスト等)については、受入時の計量伝票の写し及び産業廃棄物管理票(マニフェスト)の写し(D・E票)を提出すること。

- (5) 建設発生土及び産業廃棄物の処分について、工事請負契約締結後にあつては再生資源利用[促進]計画書を、工事竣工後は再生資源利用[促進]実施書を所定の様式に基づいて作成し、提出するものとする。また、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」により対象工事の請負者は、当該工事に係る特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了した旨を、発注者に書面にて報告すること。

- (6) 工事用残土・殻捨場は、民間の指定処分地(別紙建設発生土処理業者一覧・産業廃棄物処理業者一覧 内での指定)であるが、運搬距離並びに経路については、事前に監督職員と協議し運搬計画を作成し施工計画書に含め提出しなければならない。

6. 事故報告について

請負業者は、工事施工中に工事事故が発生した場合には、直ちに監督職員に通報するとともに、市指定の事故報告書を作成し、提出しなければならない。

7. 各種保険及び退職金制度について

- (1) 請負者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び中小企業退職金共済法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。

なお、建設業退職金共済制度に該当する場合は同組合に加入し、その掛金収納書(発注者用)を工事請負契約締結後原則1ヶ月以内に、発注者に提出しなければならない。

また、「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場標識」(シール)を現場に掲示し、この制度に対する下請の事業主と労働者の意識の向上を図ること。

第2章 さく井工

1. 概要

さく井工やこれに係る仮設工のほか、附帯設備の撤去・復旧工、既存施設の撤去、場内整備工、場内配管工などを行うものとする。

2. 工事場所

大和郡山市額田部寺町1－8地内

3. 工事内容（さく井工）

掘削径・・・φ500mm

ケーシング径・・・350A（FRPM）

深 度・・・200m

スクリーン・・・FRPM350A、開口率6%以上

修正箇所

砂利充填・・・φ5～10mm程度 ※表層部は遮水工（セメンチング）とする。

作業構台設置・・・適切な垂直管理ができるようさく井工に必要な作業構台を設置する。

揚水試験・・・段階試験、連続試験、水位回復試験 一式

水質試験・・・全項目（39項目）

残泥土処分・・・最終処分場へ廃棄

報告書作成・・・地質柱状図、揚水試験解析図など

4. 施工方法（さく井工）

ロータリー工法とする。なお、掘削孔中の泥水循環または充満させ孔壁の崩壊を防止すること。

第 3 章 機器仕様

導入する機器の仕様は下記のとおりとする。

1. 井戸ポンプ

(1) 仕様

	昭和浄水場 1 1 号井戸ポンプ
型 式	深井戸用水中モーターポンプ
吸 込 口 径	φ 80 mm
取 水 量	0.7 m ³ /min
全 揚 程	90 m
数 量	1 台
フランジ 規格	JIS10K 規格
電動機出力	15 kW (スターデルタ起動)
電 圧	200 V
周 波 数	60 Hz
井 戸 径	φ 200 用 (実径 φ 350)

(2) 主 材 質

ケーシング	SUS304 同等品以上
羽 根 車	SUS304 同等品以上
主 軸	SUS304 同等品以上

(3) 構 造

- ア. ポンプは振動や騒音が少なく、円滑に運転できると共に、とくに有害なキャビテーション現象が発生しないような構造とすること。
- イ. ポンプ胴体は、良質の鋳鉄製で渦巻型とし、鋳肌はなめらかかつ堅牢なもので、衝突、摩耗、腐食に対して十分余裕のある肉厚のものとする。
- ウ. 羽根車は、良質の製品で重量平衡のものとし、運転時に振動を起こさないものとする。
- エ. 主軸は伝達トルク及び振じり振動に対しても十分な強度を有すること。
- オ. 軸受は荷重に対して最適な構造の十分支持容量を有するものとし、潤滑が完全で加熱等のおそれのない耐久力のあるもので、軸推力に対しても十分な容量のものとする。
- カ. 電動機は主ポンプの駆動用として使用するもので、連続運転に耐える堅牢なものとし、力率・効率などに優れ、主ポンプの性能を十分に発揮できるものとする。

(4) 付 属 品

ポンプ 1 台につき下記付属品を設けるものとする。

ア. 井戸蓋	SUS 製	1 個
イ. 揚水管	100A SUS304 Sch20S	1 式

ウ．レジューサ 100A×80A SUS304 製	1 個
エ．低水位電極及び制御ケーブル	1 式 (100m 程度×2 本)
オ．吐出曲管 SUS304 製	1 個
カ．空気抜弁	1 個
キ．連成計 (バルブ、コック、SUS 製小配管付)	1 組
ク．水中ケーブル	1 式 (100 m 程度×2 本)
ケ．銘板	1 式
コ．その他必要なもの	1 式

2. 電動弁

(1)仕 様

形 式・・・電動ソフトシール仕切弁
口 径・・・φ 80mm
フランジ形式・・・JWWA B 120(10K)RF
最高使用圧力・・・1.0MPa
電 動 機・・・3 相 3 線式 200V 0.2kW 60Hz
台 数・・・1 台
塗 装・・・内外面エポキシ樹脂粉体塗装

(2)主 材 質

弁 箱 FCD450-10 同等品以上
弁 体 SUS403 同等品以上
弁 座 EPDM 同等品以上

3. 逆止弁

(1)仕 様

形 式・・・スイング式逆止弁
口 径・・・φ 80mm
フランジ形式・・・JWWA B 120(10K)RF
最高使用圧力・・・1.0MPa
台 数・・・1 台
塗 装・・・内外面ナイロンコーティング

(2)主 材 質

弁 箱 FC200 同等品以上
弁 体 FC200 同等品以上
弁 座 CAC406 同等品以上

4. 手動弁

(1) 仕様

形 式・・・手動外ネジ式仕切弁
口 径・・・φ80mm
フランジ形式・・・JWWA B 120(10K)RF
最高使用圧力・・・1.0MPa
台 数・・・1 台
塗 装・・・内外面エポキシ樹脂粉体塗装

(2) 主 材 質

弁 箱	FC200 同等品以上
弁 体	FC200 同等品以上
弁 座	SUS304 同等品以上

第4章 材 料

1. 資材等の県産品利用促進

請負者は、地場産業の活性化を図るため、建設資材・物品等調達については奈良県産品の使用をより一層努めること。

奈良県産品とは次の①から②に示すものとする。

- ① 県内の工場等（本店が県内にあり、工場が県外にある場合も含む）で製造・加工された資材・製品
- ② 奈良県リサイクル認定製品

第5章 施 工

1. 施工時間及び施工時間の変更

施工時間は午前9時から午後5時とするが、関係機関等との調整の結果、作業時間帯に変更が生じた場合は監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

なお、補修弁の取替、流量計設置等の施工は、圧力欠測、流量欠測の影響が小さい夜間施工を原則とする。

2. 工法変更への対応

（１）工事の施工において、何らかの障害のため、通常の工法では初期の目的を達することが出来ない箇所については工法及び対策を監督員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

（２）工事中における民政安定上または関係機関と協議の結果、新たな作業及び構造の変更が生じた場合は、必要に応じ監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

第6章 補足事項

1. 現場代理人等について

「建設工事及び建設工事に伴う委託業務（植栽維持管理業務含）に係る現場代理人等について」（入札検査課カウンターにて閲覧及び大和郡山市ホームページ→しごと・産業→入札・契約→建設工事・コンサルタント業務等→基準関連）を参照。

2. その他技術者等について

（1）配管技術者

耐震継手管を使用する工事については配水管工技能者（大口径配水管であれば大口径配水管工技能者）の従事を義務付けるものとする。

また、給水装置工事については、大和郡山市指定給水装置工事事業者にて作業を行い、給水装置工事配管技能者の従事を義務付けるものとする。

配水管工技能者とは、耐震継手管の配管・接合に関する知識や技能の修得を目的として、社団法人日本水道協会が認定した資格であり、給水装置工事配管技能者とは、配水管から水道メーターまでの給水装置工事について適切な技能を有する者として、財団法人給水工事技術振興財団が認定した資格である。

ただし、従事とは直接工事に携わる若しくは工事に携わるものを監督することをいう。

3. 下請人の市内建設業者の優先選定

請負者は、下請契約を締結する場合には、当該契約の相手を大和郡山市内に本店を有するものの中から選定するよう努めること。

4. コリنز(CORINS) への登録

最新の「奈良県土木工事共通仕様書(案)」のとおり。

第7章 その他

1. 工事用電力施設に関する指示事項

本工事に必要な受電設備および現場内配線は、事前に監督職員と協議するものとし、変更する場合も同様とする。

2. 一般事項

(1) 住民対策

- イ. 公共事業とはいえ通行者や沿道の住民に、迷惑をかけながら施工（営利活動）をしているという意識を請負人は、代表者以下、作業員に至るまで十分に徹底すること。
- ロ. 地元との意志の疎通をはかり、苦情、トラブル等の解消に努め問題が起これば、速やかに監督職員に報告のうえ、請負人が責任を持って対処すること。
- ハ. 第三者に理解できるよう予告、工事、交通規制等の看板・標識を設置すること。
- ニ. 現場代理人・主任技術者は、ネーム入り制服・ヘルメット・腕章等作業員と区別できるものを着用し、工事内容を十分理解して住民からの質問には、的確に説明すること。
- ホ. 作業の内容・時期・時間等は、監督職員と打ち合わせどおりとし、変更のある場合は、監督員との了解だけでなく地元とも協議をすること。
- ヘ. トラブルや苦情には誠実に対応し、明らかに因果関係のない場合を除き迅速に対処すること。
- ト. 工事区間内や運搬経路の路面は、良好に保つために巡回し、転倒・泥はね・ほこり等の苦情のないようにすること。特に雨天時は注意すること。
- チ. 個人の水道・電気・土地等の無断使用は絶対しないこと。
- ヌ. 交通誘導員についても前述の主旨をわきまえ、通行者を優しく丁寧に誘導・指示させること。
- ル. 苦情・事故・要望・対処等の事実は、監督職員にその都度詳細に報告書にして提出し協議すること。
- ヲ. 作業過程で個人敷地内に立ち入る場合は、敷地内の住民等に声を掛け了解を得ること。無断進入は絶対にしないこと。
- ワ. 工事の影響が直接及ぶ家屋（一時的に断水する場合、家屋の前を掘削する場合等）に対しては、事前に一軒ずつ説明に伺い、理解と協力を得るよう努めること。

(2) 工事による地元営業店の支障、地元行事、し尿、ゴミ収集、緊急時の対策は十分検討し考慮しておかねばならない。

(3) 請負人は、指定の期日までに各書類、図面、写真等の資料・報告書を、市指定の方法にまとめて提出しなければならない。

なお、工事記録写真については、土砂運搬、建設副産物・産業廃棄物（各品目）の積込・処分地状況も添付すること。

昭和浄水場 11 号井戸更新工事

特 記 仕 様 書

(電気設備)

目 次

第1章 総 則

第 1 節 一般事項

第 1 条 概 要	1
第 2 条 法令等の遵守	1
第 3 条 契約等	2
第 4 条 疑義の解釈	2
第 5 条 官公庁等への手続き	2
第 6 条 施工について	2
第 7 条 特許権等の使用	2
第 8 条 現場代理人及び主任技術者	2
第 9 条 委任または下請負	3
第10条 費用の負担	3
第11条 契約の変更	3
第12条 賠償の義務	3
第13条 試 験	3
第14条 総合試運転	4
第15条 検 査	4
第16条 工事着手	4
第17条 保証期間	4
第18条 提出書類	5

第2節 施工範囲

第 1 条 概 要	6
第 2 条 施工範囲	6
第 3 条 設備機器	7

第2章 機器仕様

第 1 条 引込開閉器盤	8
第 2 条 取水ポンプ制御盤	8
第 3 条 テレメータ盤（既設再使用）	9

第 4 条 取水流量計	1 0
-------------------	-----

第 3 章 工事施工

第 1 条 一般事項	1 1
第 2 条 仮設工事	1 1
第 3 条 施 工	1 1
第 4 条 施工内容	1 2

第 4 章 試験及び検査

第 1 条 試験及び検査	1 4
--------------------	-----

第1章 総 則

第1節 一般事項

第1条 概 要

本仕様書は、大和郡山市上下水道部 昭和浄水場 1 1 号井戸電気設備設置工事の施工に関し、特記事項を記載するものである。

施工においては、法令、本特記仕様書、設計図書、国土交通大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）[最新版]」ならび、担当監督員の指示に従い誠実にして、かつ定められた期間内に完全に施工するものとする。

第2条 法令等の遵守

本工事の施工にあたり、下記の法令、諸規則を遵守しなければならない。

1. 電気事業法
2. 電気設備に関する技術基準を定める省令
3. 電力用品取締法
4. 建築基準法
5. 消防法
6. 国土交通大臣官房官庁営繕部監修「電気設備工事共通仕様書」
7. 労働安全衛生法
8. 水道施設設計指針・解説
9. 水道維持管理指針
10. 電力会社供給規定
11. 内線規定
12. 日本工業規格（JIS）
13. 電気規格調査会標準規格（JEC）
14. 日本電機工業会 " （JEM）
15. 日本電線工業会 " （JCS）
16. 日本照明器具工業会規格（JIL）
17. その他関連法規・条例および規格

第3条 契約等

本市契約関係条例および、その他本市定める規定によるものとする。

第4条 疑義の解釈

1. 本特記仕様書および設計図書に疑義を生じた場合は、担当監督員と協議の上、担当監督員の解釈によるものとする。
2. 仕様書、設計図書に明示されていない事項があるとき、また内容に相互符号しない事項があるときは、双方協議のうえ定めるものとする。

第5条 官公庁等への手続き

本工事において監督官庁その他への手続きを必要とする場合は受注者がこれに要する申請書、届出書を作成し、手続きの一切を代行するものとする。なお、これらに要する費用は受注者の負担とする。

第6条 施工について

本特記仕様書および設計図面に明記していないものでも、本工事の目的並びに工事施工上当然必要なものは担当監督員と協議のうえ、受注者の負担で整備または施工しなければならない。

第7条 特許権等の使用

本工事の施工にあたり、特許権その他第三者の権利の対象となっている機器等を使用するときは、受注者はその使用に関する一切の責任を負わなければならない。

第8条 現場代理人および主任技術者

1. 受注者は、現場代理人および工事現場における施工上の技術管理をつかさどる主任技術者を選任し、契約締結後速やかに定められた書面により本市に届出なければならない。ただし、現場代理人と主任技術者とは、これを兼ねることができる。
2. 受注者または現場代理人は、工事現場に常駐し、工事に関する一切の事項を処理しなければならない。

第9条 委任または下請負

受注者は、工事の一部を第三者に委託し、また請負わせようとするときは、あらかじめ書面により本市に届出なければならない。

第10条 費用の負担

材料および工事の検査並びに、施工に伴う調査、試験諸手続等に必要な費用は、受注者の負担とする。

第11条 契約の変更

発注者は、必要があるときは受注者と協議の上、書面により、請負金額、工期または工事内容を変更することができる。

契約を変更する条件は、次のいずれかとする。

1. 発注者の都合により、著しく設計数量を増減し、または大幅に原設計を変更しようとする場合。
2. 工事中予期しがたい障害物その他天災等により、原設計に重大な影響を及ぼす事態が発生した場合。
3. その他、受注者の責とは考えられない事由により、工期内に工事を完成することができない場合。

第12条 賠償の義務

受注者は、工事施工の際、発注者または第三者に損害を与えたときは、発注者の指示する方法ですみやかにその責をおわなければならない。

ただし、天災その他通常受注者のみの責と考えられない場合は、別途協議するものとする。

第13条 試験

各種試験は、国土交通大臣官房官庁営繕部監修「電気設備工事共通仕様書」、並びにその他関係規定により実施し、これに合格後動作試験を行うものとする。

第 14 条 総合試運転

工期内に総合試運転を行うものとする。

総合試運転開始前には、各機器の整備点検を完全に行い、監督員立会いの上受注者が行うものとする。総合試運転にあたっては、事前に「総合試運転要領」を提出するものとする。費用については、受注者の負担とする。

第 15 条 検 査

1. 受注者は、次のいずれかに該当するときは、直ちに書面により通知し発注者の検査を受けなければならない。

- 1) 工事が完成した場合（竣工検査）
- 2) 工事の施工中でなければ、その検査が不可能な場合、または著しく困難な場合（中間検査・確認検査）
- 3) 部分払いを必要とする場合（出来高検査）
- 4) 工事の手直しが完了した場合（手直し検査）
- 5) その他必要がある場合

2. 検査については、監督員の指示によるものとする。

第 16 条 工事着手

受注者は、契約締結後速やかに本特記仕様書および添付図書類に基づき、工程表および施工計画書並びに承諾図書類を作成し、本市の承諾を得ること。

この承諾を得た後でなければ工事に着手してはならない。なお、本工事に使用する機器類について受注者個有の設計による製品で本特記仕様書および添付図書類と異なる場合は、事前に理由を申し出て、本市の承諾を得なければならない。

第 17 条 保証期間

本工事の保証期間は、受渡し完了後 1 ヶ年とする。

万一、保証期間中に受注者の責任に帰すべき原因による故障等が発生した場合は、受注者の責任において本市が指定する期間内に修理、改造または新品と交換を行うものとする。

なを、本市運転担当者に設備の運転操作、維持管理その他について十分なる指導をおこなうものとする。詳細については別途協議する。

第 18 条 提出図書類

本工事における機器製作等については、契約締結後速やかに主任技術者等担当技術員を本市に派遣し、本特記仕様書および設計図書類に基づき、設計、製作、施工等に関し詳細に打合せを行い、その結果をまとめて承諾図として提出し、本市の承諾を得ることとする。なお、打合せの結果によっては、本特記仕様書および設計図書類の変更を行うことがある。この場合、契約金額の変更は原則として行わない。

1. 承諾図書類は次のとおりとする。

- 1) 機器製作仕様書類
- 2) 運転制御フローチャート図書類
- 3) 展開接続図書類
- 4) 機器外形図、組立図等
- 5) 各機器類間の接続図書類
- 6) 機器配置、据付図書類
- 7) 工事施工計画書
- 8) 工事施工図書類
- 9) その関係図書類
- 10) 監督員が指示する図書類

2. 完成図書類

部数 部（別途打合せによるものとする）

3. 工事写真

部数 部（別途打合せによるものとする）

第 2 節 施工範囲

第 1 条 概 要

本工事は、下記の範囲一切を施工するもので、受注者は、設計図書を参照するとともに、監督員と設計打合せを行い、その使用目的に適した十分な機能を有する優秀な機器を設計製作、据付の上、所定の配線・配管工事を行うものとする。

第 2 条 施工範囲

1. 昭和浄水場 11 号井戸
 - 1) 第 3 条の機器の設計・製作及び試験
 - 2) 上記に伴う機器の搬入・据付工事
 - 3) 本設備に必要な配線工事
 - 4) その他上記に伴う諸工事
 - 5) 既設機器・配線の撤去工事及び撤去資材の処分
2. 中央監視室（昭和浄水場）
 - 1) 既設 11 号井戸操作設備による遠隔操作試験
 - 4) その他上記に伴う諸工事

第3条 設備機器

1. 昭和浄水場 11号井戸
 - 1) 引込開閉器盤
 - 2) 取水ポンプ制御盤
 - 3) テレメータ盤（既設再使用）
 - 4) 取水流量計
 - 5) その他機器
2. 中央監視室（昭和浄水場）
 - 1) 11号井戸操作ユニット（既設再使用）

第2章 機器仕様

第1条 引込開閉器盤

1. 形 式 屋外壁掛形（装柱金物付）
2. 数 量 1 面
3. 概略寸法 600W×1230H×200D ステンレス鋼板製 指定色塗装
4. 取付機材
 - 1) 盤面取付機材
 - (1) 名称銘板 1 式
 - (2) 検針窓 2 個
 - (3) その他必要なもの 1 式
 - 2) 盤内取付機材
 - (1) 電力量計取付スペース 2 台分
 - (2) 配線用遮断器 3P 250AF 1 台
 - (3) 配線用遮断器 2P 50AF 1 台
 - (4) その他必要なもの 1 式

第2条 取水ポンプ制御盤

1. 形 式 屋内閉鎖自立形 5面遮熱板付
2. 数 量 1 面
3. 概略寸法 800W×2000H×800D 鋼板製 指定色塗装
4. 板 厚 （本体）2.3mm 以上 （扉）2.3mm 以上 （遮熱板）2.3mm 以上
5. 塗 装 色 マンセル 5Y7/1（全艶） 対候性を考慮しポリウレタン系塗料とする。
6. 内部構造 盤内に中板（仕切板）を配して、前面に動力・制御回路、背面には計装機器及び将来用通信装置余地とする
7. 取付機材
 - 1) 盤面取付機材
 - (1) 名称銘板 1 式
 - (2) 検針窓（網入ガラス） 1 個
 - (3) 遮熱板 1 式
 - 2) 盤内（中扉）取付機材
 - (1) 名称銘板 1 式
 - (2) 交流電圧計（110 角広角型） 1 台
 - (3) 交流電流計（110 角広角型） 1 台
 - (4) 取水流量指示計（110 角広角型） 1 台
 - (5) 操作スイッチ 1 式

(6) 切替スイッチ	1 式
(7) 押し釦スイッチ	1 組
(8) 集合表示灯	1 組
(9) その他必要なもの	1 式
2) 盤内取付機材	
(1) 計器用変流器	1 式
(2) カレントコンバーター	1 式
(3) CT/I 変換器	1 式
(4) スターデルタ電磁接触器(取水ポンプ用)	1 式
(5) 可逆型電磁接触器(電動制水弁用)	1 台
(6) 低圧進相コンデンサ	1 式
(7) リアクトル	1 式
(8) 配線用遮断器(MCCB)	1 式
(9) 漏電リレー	1 式
(10) 零相変流器	1 式
(11) モーターリレー	1 式
(12) 直流電源装置	1 式
(13) 液面リレー	1 式
(14) 補助リレー	1 式
(15) 小型変圧器(1.0KVA)	1 式
(16) 電磁流量計変換器	1 式
(17) アイソレータ	1 式
(18) 信号アレスタ	1 式
(19) 電源アレスタ	1 式
(20) その他必要なもの	1 式

第3条 テレメータ盤(既設再使用)

1. 形 式 屋外自立形
2. 数 量 1 面
3. 概略寸法 800W×1600H×680D
4. 設置配線
 - ・場内工事前に撤去、一時保管する。
 - ・場内工事完了後に再設置及び取水ポンプ制御盤間の配線を行い、中央監視室(昭和浄水場)との通信・遠隔制御を可能とするための試験・調整を実施する事。

第4条 取水流量計

1. 形 式 超音波流量計
2. 数 量 1組
3. 機器構成

- 1) 超音波流量計 1台
 - (1) 形 式 伝播時間差法
 - (2) 口 径 $\phi 75$
 - (3) 精 度 $\pm 1.5\%FS$
 - (4) 出 力 信 号 DC4～20mA
 - (5) 電 源 AC100V
 - (6) 付 属 装 置 専用ケーブル、中継箱（必要な場合）、発信器取付金具

第3章 工事施工

第1条 一般事項

1. 受注者は常に工事進捗状況について注意し、予定の工事工程と実績を比較 検討して、工事の円滑な進行をはからなければならない。
2. 各関連工事等と十分連絡を密にし、工事の円滑な進行に務めなければならない。
3. 事故防止につとめること。
4. 公害防止につとめること。
5. 現場の整理、整頓につとめること。
6. 現場の衛生管理に十分注意すること。

第2条 仮設工事

1. 工事のため、場内に現場事務所、詰所、工作小屋、材料置場、便所など必要な仮設物を設ける場合は、設置位置その他について市の承認を得るものとする。
2. 工事電力、用水、燃料および電話など必要な仮設等は受注者がその手続きを行い、設置することとする。

第3条 施 工

1. 機器据付
 - 1) 現場操作盤等のコンクリート基礎は高さ 150mm 以上、周囲は 50mm 以上の幅をとること。
 - 2) 機器等の据付には架台等を設け、堅固に取付けること。
2. 電路布設
 - 1) 電線管の使用区分
 - a. 地中埋設 波付硬質ポリエチレン電線管（難燃型）
ビニル電線管
 - b. 屋外露出 PE ライニング電線管
 - c. 可とう管 ビニル被覆二種金属性可とう電線管
3. 材質、仕上仕様
 - 1) 取付架台
 - c. 屋外 溶融亜鉛メッキ製

- 3) その他金物
 - a. 溶融亜鉛メッキ仕上
- 4) アンカ類
 - a. ステンレス製
- 5) 湿気部に使用するボルトナット類
 - a. ステンレス製
- 4. 配線工
 - 1) 使用材料
 - a. ケーブル工事を原則とする。
 - 2) 施工方法
 - a. 管内でのケーブルの中間接続は不可。接続はボックス内等で機械的な力が接続点に加わらないよう配慮する事。
 - b. 他設備との取り合いは端子箱、接続箱にて行うことを原則とする。
 - c. 高圧ケーブル等の特殊な末端処理工は有資格者が施工する事。
 - d. 将来分のケーブル通線が予想される場合は、スペースを確保し整然と配線する事、
 - e. 将来通線する電線管類には呼線を通線しておく事。
- 5. 接地工
 - 1) 接地は種別毎に行うこと。
 - 2) 接地種別ごとに接地埋設標示板を設けること。

第4条 施工内容

- 1. 昭和浄水場 11号井戸
 - 1) 工事期間中は電力会社からの電源供給を停止する。また、NTT 専用回線も工事期間中は休止とする。
 - 2) 既設 高圧受電盤、引込開閉器盤・テレメータ盤及び引込柱・支線類、配線を撤去する。
テレメータ盤は再使用するため丁寧に扱い、風雨対策に配慮した場所に保管する。撤去資材は関係諸法令に準拠し適切に処分する事。
 - 3) 取水ポンプ制御盤・引込開閉器盤、取水流量計の製作を行い、検査確認合格の後、現場搬入・据付を行う。また一時保管していたテレメータ盤も現場搬入・据付を行う。機器配置は事前に監督員と協議し安全かつ合理的な位置に配置・据付する事。
 - 4) 必要な配線を行い、電力会社からの電源供給及びNTT 専用回線を再開し各種試験を実施する。
- 2. 昭和浄水場 中央監視室
 - 1) 昭和浄水場からの11号井戸遠隔操作は既存のテレメータ装置及び操作設備を再使用する

ので、製作する取水ポンプ制御盤はそれらの技術的条件に適合するように、調査・検討し製作する事。

- 2) 遠隔操作の内容は、昭和浄水場から取水ポンプの任意の運転・停止（電動制水弁 連動）及び各種状態信号・故障故障信号の表示、取水ポンプ運転電流の表示とする。
- 3) 前項の操作・表示が完全に行えるように試験・調整を入念に行う事。

第4章 試験及び検査

第1条 試験及び検査

1. 工場における試験及び検査

- 1) 構造、外観、寸法検査
- 2) 絶縁抵抗測定
- 3) 絶縁耐力試験
- 4) 保護装置試験
- 5) 遮断器関係試験
- 6) 動作特性測定
- 7) 組合せ運転操作試験
- 8) その他必要と認める測定、試験、検査

2. 現場における試験及び検査

- 1) 外観検査
- 2) 接地抵抗測定
- 3) 絶縁抵抗測定
- 4) 保護装置動作試験
- 5) 実負荷運転操作試験および各種測定
- 6) その他必要と認める測定、試験、検査

3. 留意事項

事前に（案）を提出し、承諾後実施するものとする。
実施後「試験成績表」を作成し報告するものとする。

第2条 雑 則

1. 試験用器具および試験に必要なもの、およびこれに要する消耗品等はすべて受注者の負担とする。
2. 試験方法その他詳細については、その都度協議のうえ決定するものとする。
3. 試験及び検査対象物によっては第三者機関に依頼することとし、これに要する費用はすべて受注者の負担とする。

第6章 補足事項

1. 現場代理人等について

「建設工事及び建設工事に伴う委託業務（植栽維持管理業務含）に係る現場代理人等について」（入札検査課カウンターにて閲覧及び大和郡山市ホームページ→しごと・産業→入札・契約→建設工事・コンサルタント業務等→基準関連）を参照。

2. その他技術者等について

（1）配管技術者

耐震継手管を使用する工事については配水管工技能者（大口径配水管であれば大口径配水管工技能者）の従事を義務付けるものとする。

また、給水装置工事については、大和郡山市指定給水装置工事事業者にて作業を行い、給水装置工事配管技能者の従事を義務付けるものとする。

配水管工技能者とは、耐震継手管の配管・接合に関する知識や技能の修得を目的として、社団法人日本水道協会が認定した資格であり、給水装置工事配管技能者とは、配水管から水道メーターまでの給水装置工事について適切な技能を有する者として、財団法人給水工事技術振興財団が認定した資格である。

ただし、従事とは直接工事に携わる若しくは工事に携わるものを監督することをいう。

3. 下請人の市内建設業者の優先選定

請負者は、下請契約を締結する場合には、当該契約の相手を大和郡山市内に本店を有するものの中から選定するよう努めること。

4. コリنز(CORINS) への登録

最新の「奈良県土木工事共通仕様書(案)」のとおり。

第7章 その他

1. 工事用電力施設に関する指示事項

本工事に必要な受電設備および現場内配線は、事前に監督職員と協議するものとし、変更する場合も同様とする。

2. 一般事項

(1) 住民対策

- イ. 公共事業とはいえ通行者や沿道の住民に、迷惑をかけながら施工（営利活動）をしているという意識を請負人は、代表者以下、作業員に至るまで十分に徹底すること。
- ロ. 地元との意志の疎通をはかり、苦情、トラブル等の解消に努め問題が起これば、速やかに監督職員に報告のうえ、請負人が責任を持って対処すること。
- ハ. 第三者に理解できるよう予告、工事、交通規制等の看板・標識を設置すること。
- ニ. 現場代理人・主任技術者は、ネーム入り制服・ヘルメット・腕章等作業員と区別できるものを着用し、工事内容を十分理解して住民からの質問には、的確に説明すること。
- ホ. 作業の内容・時期・時間等は、監督職員と打ち合わせどおりとし、変更のある場合は、監督員との了解だけでなく地元とも協議をすること。
- ヘ. トラブルや苦情には誠実に対応し、明らかに因果関係のない場合を除き迅速に対処すること。
- ト. 工事区間内や運搬経路の路面は、良好に保つために巡回し、転倒・泥はね・ほこり等の苦情のないようにすること。特に雨天時は注意すること。
- チ. 個人の水道・電気・土地等の無断使用は絶対しないこと。
- リ. 交通誘導員についても前述の主旨をわきまえ、通行者を優しく丁寧に誘導・指示させること。
- ヌ. 苦情・事故・要望・対処等の事実は、監督職員にその都度詳細に報告書にして提出し協議すること。
- ル. 作業過程で個人敷地内に立ち入る場合は、敷地内の住民等に声を掛け了解を得ること。無断進入は絶対にしないこと。
- ヲ. 工事の影響が直接及ぶ家屋（一時的に断水する場合、家屋の前を掘削する場合等）に対しては、事前に一軒ずつ説明に伺い、理解と協力を得よう努めること。

(2) 工事による地元営業店の支障、地元行事、し尿、ゴミ収集、緊急時の対策は十分検討し考慮しておかねばならない。

(3) 請負人は、指定の期日までに各書類、図面、写真等の資料・報告書を、市指定の方法にまとめて提出しなければならない。

なお、工事記録写真については、土砂運搬、建設副産物・産業廃棄物（各品目）の積込・処分地状況も添付すること。

(別紙)

令和6年12月1日 以降 建設発生土受入業者一覧

会 社 名 等	受 入 施 設 所 在 地
(株) I.T.O	奈良市南庄町189-1、189-2
(株) TYコーポレーション	奈良市月ヶ瀬石打2-12、17-4,5、18-7,8,10、19、4449-1,-2
吉井建設 (株)	奈良市上深川町655-1他6
森高建設 (株)	奈良市南庄町50～54の各一部及び64-2
(株) さざんかコーポレーション	天理市藤井町962外13筆、田町869-1外4筆
	奈良市上深川町657-1の一部外2筆
(株) 大幸土木建設	生駒市高山町2050-2他
御所興産 (株)	御所市大字西寺田480
(株) 正光	御所市戸毛1082-1外3
(株) 西隆組	御所市重阪838～841
(有) アサヒ開発	御所市元町315
(有) グリーンパーク	御所市條331
(株) 東海	御所市内谷117-37
(株) 大起環境	王寺町藤井765番外32筆
MARS株式会社マルス	奈良県御所市大字重阪 687番1
佐々竹建設 (株)	桜井市赤尾285,浅古477番1
(株) 中和宮繕	桜井市大字高田890番の一部他2筆
(有) 龍田	宇陀市室生深野206-10
松塚建設 (株)	宇陀市菟田野平井323他49筆
(株) 岡野土木建材	宇陀市榛原内牧1264の一部、内牧85-1
(株) 西岡組	宇陀市大字陀麻生田784-1外8筆
(株) ハクリュウ	宇陀市室生上笠間3664
(株) ササオカ	宇陀市大字陀野依687-1
西峯土木	宇陀市大字陀小附193-1他
東和開発 (株)	御杖村大字桃俣156-1-2
大和環境リサイクル (株)	宇陀市菟田野稲戸442番地 他
(株) 大國	宇陀市大字陀守道(元上953～955、元下1091-1、1092)の一部 元下1089、1090、1091-2、1093、1094の全筆
(株) 中家建設	下市町原谷261-2
(財) 北山郷文化保存会	上北山村小椋615-3
(株) ヤマト興産	五條市二見5-1183-1他
(株) 五協	五條市大塔町大字篠原76、78

・ 一覧の発生土受入施設は、奈良県が建設発生土の受入施設として登録し、令和6年12月1日現在、大和郡山市で把握している受入施設である。

(別紙)

令和6年6月21日 以降 産業廃棄物処分業者一覧

会 社 名 等	処 分 場 施 設 所 在 地	がれき類 (工作物 除去に 伴って生 じた不要 物)	廃プラ	木くず	繊維くず	ゴムくず	金属くず	ガラスく ず・コンク リートくず 及び陶磁 器くず	汚泥
中間処理施設									
(株) I・T・O	天理市田町418番1、419番3、420番1の各一部 奈良市南庄町129番地、136番、143番地の各一部、182 番地、191番地1、143 番地	○	○	○	○			○	○
(有) アサヒ開発	御所市大字元町315番地	○	○	○	○	○	○	○	
(株) 井戸本	御所市大字室221番の一部、225番7、225番8、225番9、 226番の一部、227番、228番の一部		○				○	○	
(株) 今西組	吉野郡十津川村大字小川200番30外3筆			○	○				
(株) 今西商店	橿原市飯高町157番1	○	○	○	○	○	○	○	
(株) 上田建設	御所市大字柏原1485番4の一部	○						○	
内村興産 (株)	生駒市北田原町1207番8	○						○	
(有) 馬本賢商店	平群町大字若井589番1外6筆	○	○			○	○	○	
栄和建设 (株)	葛城市中戸39番地			○					
(株) 岡野土木建材	宇陀市榛原内牧1264番地1の一部			○					
(株) ガイアート	大和郡山市今国府町6番9、20番、椎木町384番4	○						○	
(株) 梶本建材	川西町大字下永960番1、961番1	○						○	
(株) 川勝興産	御所市大字古瀬1287番3の一部		○	○	○	○			○
川上村森林組合	川上村大字西河字坂呑18番2外2筆			○					
関西化学工業 (株)	上牧町中筋出作158番6		○						
関西メタルワーク (株)	生駒市小平尾町1490-1、1491-1						○	○	
(有) 北大和開発	上牧町大字上牧4666番地	○	○	○	○	○	○	○	
(株) クボクリンサービス	香芝市尼寺一丁目8番、9番		○	○	○	○	○	○	
(有) グローバル開発	葛城市中戸321-2、322-1		○	○	○	○			
(株) 小倉開発	香芝市尼寺333-1、333-3		○	○	○	○			
(株) 坂本興業	御所市大字室字西口15番2	○	○	○	○	○	○	○	
(株) サクラモト	御所市大字三室610番1	○	○	○	○	○	○	○	
三建工業 (株)	橿原市曲川町7丁目627番、628番の一部	○							
三洋商事 (株)	奈良市蘭生町432番1	○	○	○		○	○	○	
(株) 四季園	生駒市小倉寺町277番2の一部	○	○	○	○	○	○	○	
(株) JUNコーポレーション	橿原市東竹田町169番地2、169番地3		○	○	○	○	○	○	
(株) 章南	御所市大字元町137番地の21		○	○	○		○	○	
(株) セイケ商事	香芝市大字尼寺580番4		○	○	○	○			
(株) 正光	御所市大字樋野461番地の一部、戸毛1116番地外1筆、 1082番1	○	○	○	○			○	○
積水化成成品工業 (株)	天理市森本町670番地1外32筆		○						
(有) 宗大	葛城市南花内252番地1の一部	○						○	
(株) ダイケン	奈良市北之庄西町二丁目11番地1、11番地6、11番地 10	○	○	○	○	○	○	○	
(有) 大志	橿原市新堂町281番の8外3筆	○	○	○	○	○	○	○	
大泉運輸 (株)	五條市二見5丁目1145番、1146番、1147番1、1148番1、 1166番1、1167番、1168番2、1474番各々の一部			○					
太洋エンジニアリング (株)	十津川村大字七色157番の一部			○					
(株) 大和化銀	宇陀市室生向洲2249番137		○	○	○	○	○		
(有) 大和環境サービス	河合町大字穴間130番6		○	○	○	○			
(有) 大和産業環境社	上牧町大字中筋出作240番3		○	○	○	○	○	○	
(有) 拓栄興産	葛城市梅室138番12、138番13 汚泥は発生現場で固化 処理すること(車両搭載型攪拌固化機)		○	○	○	○			○
(株) 中和営繕	桜井市大字浅古1079、1080、1086-1、1087-1、1088-1、 1097-1、今井谷507外1、720	○	○	○	○	○	○	○	○
(株) 鶴田商店	田原本町味間317-1、317-7、317-8	○	○	○	○	○	○	○	
(株) ディ・シー	葛城市新村123番1、127番1	○	○	○	○	○	○	○	
徳本砕石工業 (株)	大淀町芦原531番地の1	○							
(株) トロワピリエ	大和郡山市小泉町2512番1		○※1			○※1			

令和6年6月21日 以降 産業廃棄物処分業者一覧

会 社 名 等	処 分 場 施 設 所 在 地	がれき類 (工作物 除去に 伴って生 じた不要 物)	廃プラ	木くず	繊維くず	ゴムくず	金属くず	ガラスく ず・コンク リートくず 及び陶磁 器くず	汚泥
(株) 中家建設	下市町大字原谷245外12筆			○					
(株) 中作	宇陀市菟田野宇賀志667番1、678番、679番		○	○	○	○			
(株) 中吉野開発	下市町大字栃原2353番1の一部、2353番4、2353番5	○		○				○	
奈良県アスコン協同組合	大和郡山市額田部北町1137番地1外5筆	○							
奈良県合同砕石 (株)	吉野町津風呂184番の一部	○	○	○	○	○	○	○	
奈良総合リサイクルセンター (株)	御所市大字多田572番1外5筆	○	○	○	○	○	○	○	○
奈良マテリアル (株)	御所市大字城山台90番地の20、166番地4、166番地5	○	○				○	○	○
(株) 奈良リサイクル	御所市大字池之内528番地の1の一部、528番地の2		○※1			○※1			
(株) NANBU	大和郡山市長安寺町276-2 産業廃棄物の発生現場での処理に限る(車両搭載型溶融施設)	○	○	○	○	○	○	○	
	奈良市蘭生町416番1、416番2、418番1、418番4	○	○	○	○	○	○	○	
南部環境開発 (株)	田原本町大字千代580番地の4外2筆	○	○	○	○	○	○	○	
(株) 西岡組	宇陀市大字陀野依254番2、256番2、256番1の一部	○						○	
日章金属興業 (有)	葛城市兵家171-1、171-7、152-7、152-12、166-3、1566		○				○	○	
日本資環 (株)	五條市西吉野町奥谷1249番地、1251番地の各一部	○	○			○	○	○	
野村興産 (株)	宇陀市菟田野大澤76番2		○※2				○※2	○※2	
(株) ヒカリワールド	五條市住川町1309番地		○			○			
(株) 正田建設	葛城市大字加守1500番外2筆、香芝市穴虫2624番1、2624番2の一部	○		○			○	○	○
一林産 (株)	奈良市蘭生町445番、446番1			○※3					
(有) 日出産業	奈良市北之庄西町二丁目6番地の6	○	○	○			○	○	
福源商事 (株)	五條市出屋敷町186番56の一部、近内町1104番51の一部		○	○	○	○	○	○	
北和商事 (株)	大和郡山市小泉町2506番1	○	○	○	○	○	○	○	
(株) 丸山土木	御所市大字小林756番外7筆			○					
(株) 丸山土木	御所市大字小林580-1の一部、581-1の一部、櫛羅2536-1の一部	○	○					○	○
(株) みやこ建材	大和郡山市九条町29-3の一部、29-5の一部、31-1の一部		○	○	○	○			
村本道路 (株)	橿原市曲川町708番1外3筆	○							
(株) 山田土木	御杖村大字土屋原3226番、3227番	○	○	○	○		○	○	
大和環境リサイクル (株)	宇陀市菟田野宇賀志4番3		○	○					
(株) ヤマト興産	五條市二見5丁目1183番地1の一部、1184番地1、1184番地4、1184番地5の一部	○							
(株) ヤマト産業サービスセンター	香芝市尼寺605番外2筆		○	○	○	○			
(株) 山本工業	天理市庵治町92番外8筆、嘉幡町304番1外2筆	○						○	○
(有) ヨシモトゴム商会	御所市東松本243番、244番、246番、247番		○			○			
最終処分場									
(有) 馬本賢商店	生駒郡平群町大字福貴711番1外6筆 (安定型)	○※4							
(株) 正光	御所市戸毛1082番1外3筆 (安定型)	○※4	○※4			○	○	○※4	
奈良県合同砕石 (株)	吉野町津風呂183番1及び184番 (安定型)	○※4	○※4			○	○	○※4	
(株) 南都興産	御所市大字重阪329番地他12筆 (管理型)	○※4	○※4	○	○	○	○	○※4	○
日本資環 (株)	五條市西吉野町奥谷1255番地ほか13筆 (安定型)	○※4	○※4			○	○	○※4	
(株) 丸山土木	御所市大字小林561番外17筆 (安定型)	○※4	○※4			○	○	○※4	

・ 一覧の中間処理施設及び最終処分場は、奈良県又は奈良市の許可を受け、令和6年6月1日現在、各ホームページにて公開している産業廃棄物処理業許可業者である。

許可の有無や処分地・受入品目等について変動している場合があるため、処分場選定時には確認を行うこと。

※1廃タイヤに限る ※2廃蛍光灯又は廃水銀灯に限る ※3建設系伐採木に限る ※4廃石綿を含む